

仕 様 書

1 件 名

モエレ処理場流入水圧送管設備修繕

2 内 容

モエレ処理場流入水圧送管設備のうち、電磁弁・コンプレッサーが老朽化により故障したため、修繕を行う。

対象機器は以下のとおり。

交換する機器については、既設と同等の能力があれば同等品も認めることとする。

(1) 流入水圧送管電磁弁

既設：日本工装（株）製 201C（本体）、63AARA（AT25）駆動部

※参考

後継機：日本工装（株）製 210C（本体）、63DARC（AT251U）駆動部

(2) コンプレッサー

（株）東芝製 SLP85-30T1

3 作業場所

モエレ処理場

札幌市東区モエレ沼公園 1 番地 2 号

4 作業時間

原則午前 9 時 ～ 午後 5 時とする。

5 期 限

令和 5 年 3 月 3 1 日（金）

6 補償・事故対応

(1) 損害の補償

受注者の故意又は過失により生じた施設等の損害（完了後に発覚した本件に起因する設備不具合も含む）を与えた場合、直ちに発注者に申し出るとともに、発注者の定めるところにより、速やかにその損害を補償するとともに、責任をもって解決にあたること。

(2) 事故対応

事故が発生した場合、速やかに応急処置をとり必要な機関へ連絡するとともに、直ちに発注者に報告すること。

また、本件に起因する事項については受注者の責任とし、適正に処理すること。

7 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

8 環境負荷の低減

(1) 履行にあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

(2) ゴミの減量、資源物のリサイクルに努めること。

(3) 使用する物品は、できるだけ環境に配慮したものを使用すること。

(4) 使用する自動車について、環境に与える負荷の少ない運転を心がけること。

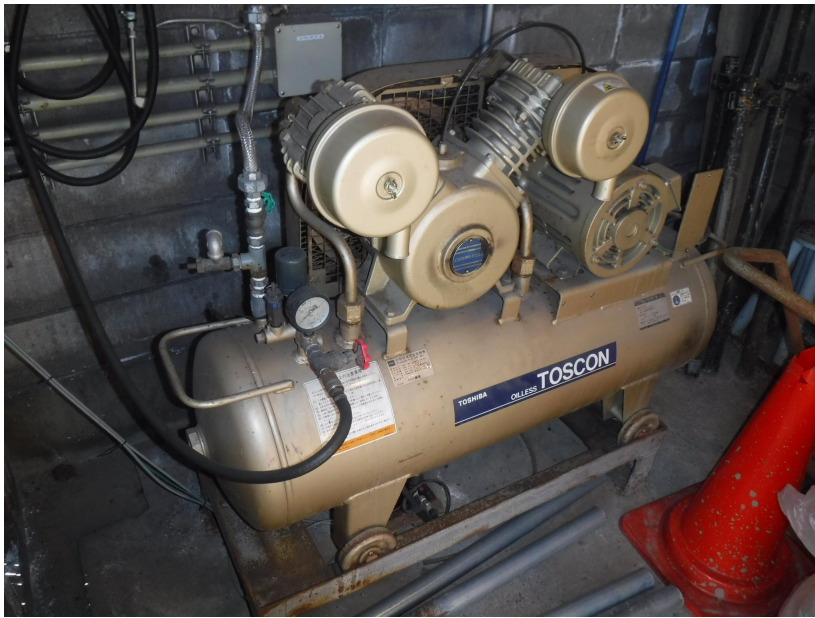
9 その他

(1) 作業実施に必要な機器、工具及び消耗品類は受注者の負担とする。

(2) その他この仕様書に定めのない事項や疑問点や問題点が生じた場合については、その都度協議するものとする。

10 問合せ先

住 所 札幌市東区東苗穂2条2丁目2-1
札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所
電 話 011-783-5314
FAX 011-783-5313



モエレ処理場

コンプレッサー

全景



モエレ処理場

コンプレッサー銘板

株式会社 東芝

小型往復空気圧縮機

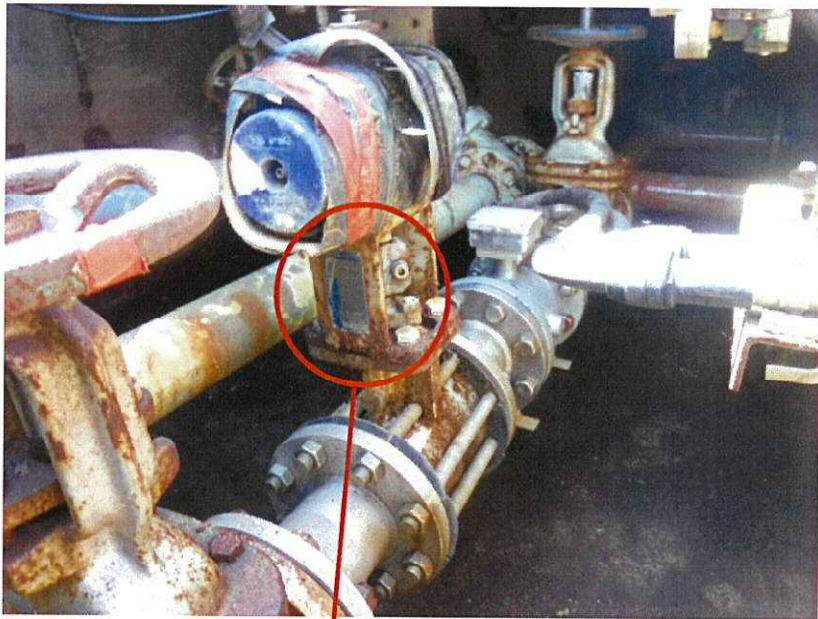
型式: SLP85-30T1



モエレ処理場

流入水圧送管

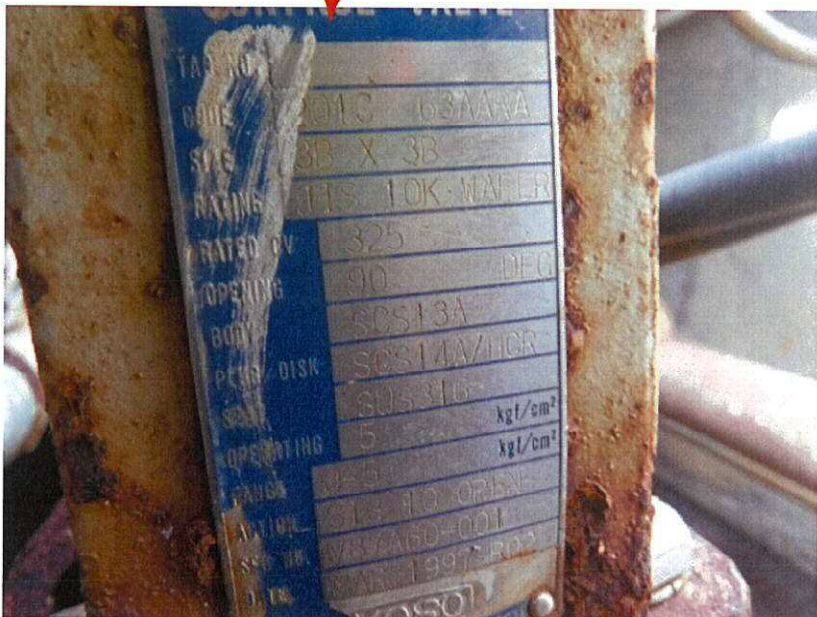
電磁弁内状況



モエレ処理場

電磁弁外観

弁体



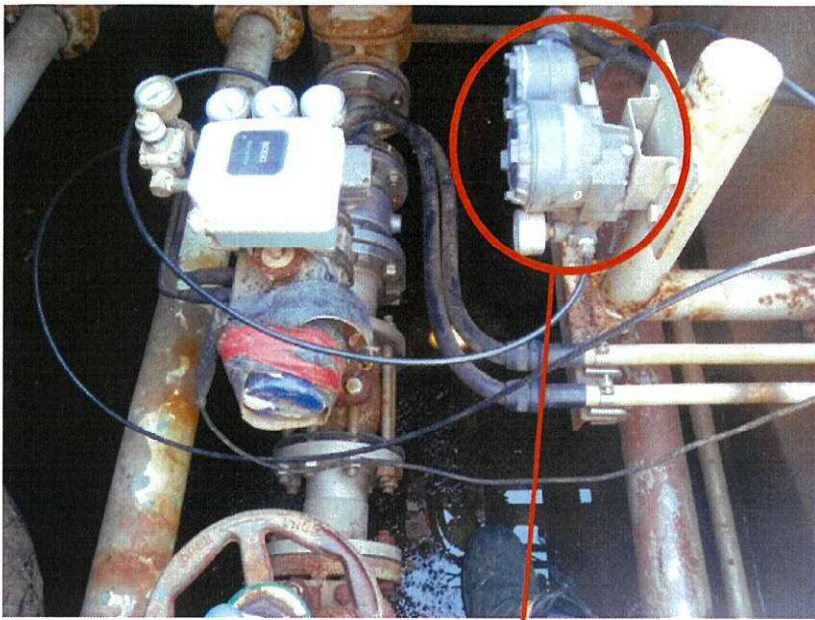
モエレ処理場

弁体銘板

日本工装株式会社

201C 63AARA(型式?)

1997年3月



モエシ処理場

電磁弁外観



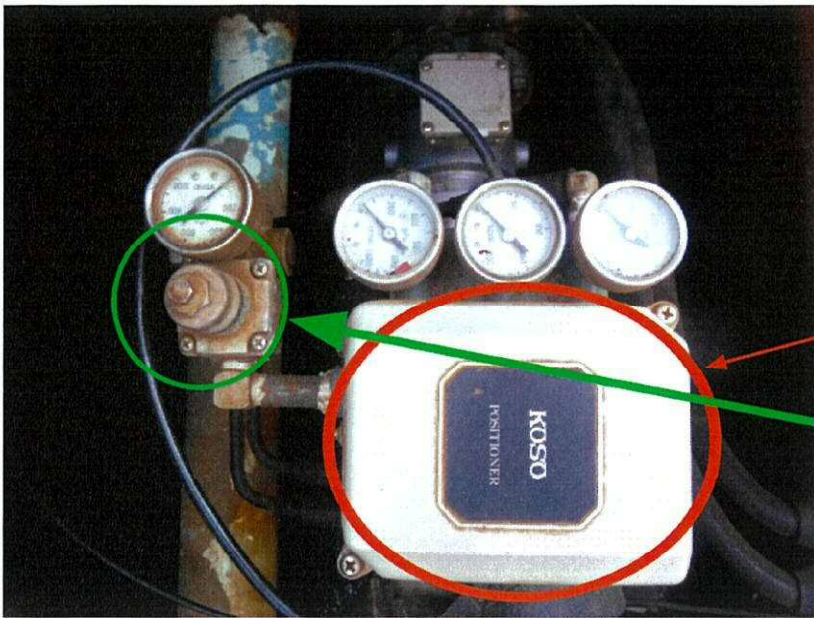
モエシ処理場

電磁弁銘板

電空変換器

日本工装株式会社

型式: TE101-SM



モエレ処理場

電磁弁外観

空々ポジショナー

フィルターレギュレーター



モエレ処理場

電磁弁体銘板

日本工装株式会社

フィルターレギュレーター

型式:PRF408